

事業名	管理事務費	財務コード (事業)	108706
-----	-------	---------------	--------

細事業名	公益通報外部窓口管理経費
------	--------------

担当部課室	総務 部 人事 課 人事 担当 (内線)	2060
-------	----------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 H20 年度 ~ 終期 年度
------	-------------------

実施主体	県(委託)
------	-------

事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	県職員(知事部局、企業局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、教育庁)	・公益通報を行っても不利益な取扱いを受けないよう保護されている。 ・法令遵守意識が高まっている。	公正な県政の運営

事業の内容 主に 24年度	事業概要 職員からの公益通報に係る事務を処理するため、公益通報相談外部窓口を設置する。 内部窓口: 人事課、教育庁総務課(教育委員会に関する公益通報のみ)
	外部窓口 山梨県弁護士会 (平成20年度から毎年度委託) 通報対象 ・法令(条例及び規則を含む。)に違反する行為の事実 ・県民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実 通報実績 なし
根拠法令等	

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 外部窓口の設置	1	1	1	1	1	活動指標 目標設定の考え方 外部窓口の数
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %				データの出典等 予算見積書、契約書
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)						成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	決算額、予算額 (千円)	63	63	116	119	成果指標によらない成果
うち一財額	63	63	116	119	公正な第三者機関(山梨県弁護士会)に外部窓口業務を委託することによって、内部窓口には通報しがたい職員の心理的負担を軽減するとともに、通報した職員を不利益な取扱いから保護することができる。また、平成20年度以降、継続的に外部窓口を設置しており、法令違反を抑制する効果が働いていることから、職員の法令遵守意識の高まりに寄与している。	
所要時間(直接分)	23 時間	23 時間	23 時間	23 時間		
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	23 時間	23 時間	23 時間	23 時間		
人件費コスト単位:千円 (@2,050円×所要時間)	47	47	47	47		

これまでの事業の見直し・改善状況

なし

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
H24年度活動指標達成率			
b	b		

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方	必ず記入すること
H24年度成果指標達成率			
	b		公正な第三者機関(山梨県弁護士会)に外部窓口業務を委託することによって、内部窓口には通報しがたい職員の心理的負担を軽減するとともに、通報した職員を不利益な取扱いから保護することができる。 また、平成20年度以降、継続的に外部窓口を設置しており、法令違反を抑止する効果が働いていることから、職員の法令遵守意識の高まりに寄与している。 以上のことから、意図した成果はほぼ上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	職員への制度の周知が不十分であるため、次のとおり改善する。 現状 毎年度当初(4月5日頃)、全所属に外部窓口の設置と制度の概要に関して通知している。 年度当初の総括課長補佐会議において、の内容を資料として配付し、各所属への周知を要請している。 職員ポータルサイトのキャビネットにも掲示して周知している。 改善案 ・各職員向けの「コンプライアンスハンドブック」(H25年9月発行)の中に、公益通報に関する項目を盛り込んで周知を徹底する。 ・年度途中に、職員ポータルサイトの掲示板にも制度の内容を掲示して周知する。	m

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
改善済み	平成25年9月に発行した「コンプライアンスハンドブック」に関連項目を盛り込み、職員に周知した。 また、今後は、従来から実施している通知等による周知に加え、職員ポータルを活用して周知を図る。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。